

## 調整結果報告第4号

### 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b> 忠類村の所有する財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、 <u>特別会計に属する基金については、合併時まで調整する。</u>					

(別紙)

協議項目		5 財産及び債務の取扱い		
決定されている調整方針		特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。		
項目		幕別町	忠類村	調整結果
基金等	特別会計	幕別町国民健康保険基金 ・基金残高 0千円	忠類村保険給付費支払準備基金 ・基金残高 13,706千円  忠類村簡易水道事業特別会計基金 ・基金残高 108,540千円  忠類村農業集落排水事業償還基金 ・基金残高 44,490千円  忠類村農業集落排水事業特別会計基金 ・基金残高 10,647千円	「幕別町国民健康保険基金」に統合する。  新たに一般会計で設置する「幕別町まちづくり基金(仮称)」に統合する。  新たに「幕別町農業集落排水事業償還基金(仮称)」を設置する。  新たに一般会計で設置する「幕別町まちづくり基金(仮称)」に統合する。
		幕別町介護給付費準備基金 ・基金残高 66,631千円	忠類村介護保険特別会計基金 ・基金残高 4,244千円	「幕別町介護給付費準備基金」に統合する。